

# 「輸出加工区加工貿易管理暫定施行弁法 (和文仮訳)」

2006年12月1日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。  
なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

## 輸出加工区加工貿易管理暫定施行弁法

### 商務部[2005]第 27 号令

#### 第一章 総則

第一条 加工貿易の健全な発展を促進し、加工貿易レベルを高め、輸出加工区の管理を更に規範するため、『中華人民共和国対外貿易法』、『国務院 <中華人民共和国税関の輸出加工区監督管理に対する暫定弁法>に関する改修』及びその他の法律、行政法規に基づき本弁法を制定する。

第二条 輸出加工区は国務院の批准を通して設立するものであり、税関が特定区域の封鎖監督管理を実行する。

第三条 輸出加工区の加工貿易は、輸出加工区内の企業が国外から或いは国内から原材料、部品、エレメント、包装物などの買い付け、加工、組立を経て製品を再度輸送して国外に輸出する生産経営活動のことを指す。

第四条 輸出加工区内企業とは、我国の産業発展要求に合致し、国家関連法律、法規或いは規章規定に基づき、輸出加工区内で法に基づき設立し、独立法人資格を有する企業を指す。そのうち、外商投資企業は必ず国家外商投資管理に関する法律法規に基づき関連手続きを行わなければならない。

#### 第二章 輸出加工区加工貿易業務管理

第五条 商務部は輸出加工区加工貿易の政策業務主管部門である。輸出加工区管理委員会(以下、「管理委員会」と称する)は輸出加工区加工貿易業務の管理業務の責任を負い、輸出加工区所在省、自治区、直轄市、計画単列市、新疆生産建設兵団及びハルピン、長春、沈陽、南京、広州、成都、西安、武漢市商務主管部門(以下、「省級商務主管部門」と称する)はその加工貿易業務を集約して管理する。

第六条 輸出加工区は国家関連産業政策方針に従い、技術レベルが高く、高付加価値型の加工貿易企業および高度な組立能力を有する大型の川下企業の加工区進出に力を入れる。輸出加工区内では、高エネルギー消耗、高汚染などの国家産業政策の発展要求に合致しない加工貿易業務の展開を禁止する。東部沿岸地区の輸出加工区は産業構造の高度化が必要であり、新たに低レベル、低付加価値の労働密集型企業は加工区に進出することはできない。中西部地区の輸出加工地区は当該地区自体の優位性を結合し、当地の特色ある輸出加工業を選択的に発展させ、積極的に東部沿岸地区の段階的転移を行う産業を受け入れる必要がある。

第七条 輸出加工区内の企業が加工貿易業務を展開するに際しては、企業の有効な設立批准文書に基づき、管理委員会に加工貿易業務展開の書面申請報告を提出するとともに、特殊規定のある項目については、関連部門が発行する関連批准書類を提出しなければならない。申請報告は企業が加工貿易業務を展開する方式と内容を説明す

るとともに、輸入する必要のある加工生産用設備、材料部品或いは輸出する必要のある完成品リストを添付しなければならない。

第八条 管理委員会は企業申請を受け取った後、国家関連規定に基づき審査を行い、条件に合致する加工貿易業務に対して 10 営業日以内に「輸出加工区貿易業務批准証」とその付属リスト(様式は後に添付)を発行し、税関が管理委員会の印章を捺印した「輸出加工区加工貿易業務批准証」に基づき企業に対して登記登録を行う。

第九条 条件を具備する地区において、企業は「電子通関システム(原文:口岸電子執行法系統)」を経て管理委員会に申請報告と付属リストを提出し、管理委員会は「電子通関システム」を経て企業が提出した申請とその付属リストを批准し、税関は管理委員会が批准する電子書類に基づき登記登録を行わなければならない。

第十条 輸出加工区内の企業は税関の登記登録手続きを行った後、管理委員会が批准した範囲内で加工貿易業務を展開することができる。元の批准範囲を超えて加工貿易業務を展開する場合は、本弁法第七条の規定に基づき管理委員会で審査批准手続きを行う必要がある。

第十一条 管理委員会は毎年 1 月 15 日以前に前年度の輸出加工区の審査批准状況をまとめて、省級商務主管部門に報告し、省級商務主管部門は関連資料を商務部に報告しなければならない。

### 第三章 輸出加工区における貨物の区内入出管理

第十二条 輸出加工区と国外間で輸出入する貨物は、国家が別に規定するものを除き、輸出入割当額、許可証管理を実行しない。

第十三条 国家が輸出入を禁止する商品は、輸出加工区に搬入・出してはならない。法律、法規で別に規定するものを除き、輸出加工区外での展開を禁止する加工貿易も輸出加工区内で展開してはならない。

第十四条 輸出加工区内では解体、リメイクなどの業務を展開してはならない。

第十五条 輸出加工区で我国の輸出機電製品アフターサービス補修業務を展開することを許可する。企業は輸出加工区で機電製品の補修業務を展開する前に、必ず本弁法第七条規定に従って管理委員会で審査批准手続きを行うほか、管理委員会に補修製品の原産が中国であり、企業が当該製品の製造業者に属する或いは当該製造業者が授權する、或いは補修業務を委託することについての関連証明資料を提供しなければならない。

第十六条 輸出加工区と区外の国内企業間での貨物往来(輸出加工区貨物の国内販売を含む)は、輸出入貨物の関連既定の手続きに照らして行い、輸出入許可証明管理に関連する場合は、必ず管理部門に関連証明を提供しな

なければならない。区内企業が加工生産過程において発生する材料の端材、不良品や廃棄品については関連既定に基づき処理する。

#### 第四章 輸出加工区における貨物の区外転廠管理

第十七条 本規定全てで指す輸出加工区の貨物区外深加工結転(転廠)とは、区内の加工貿易企業(以下、「転出企業」と称する)が当該企業で生産する製品を直接その他の輸出加工区などの税関特殊監督区域内或いは区外加工貿易企業(以下、「転入企業」と称する)に搬入して更に加工した後、再び輸出することを指す。

第十八条 実質的に加工していない保税材料は、輸出加工区外において深加工結転(転廠)を行ってはならない。

第十九条 転出企業は輸出加工区外での深加工結転(転廠)を行う前に、事前に必ず転廠材料などの状況を管理委員会に報告すること。管理委員会は審査批准後、企業に「輸出加工区の深加工結転(転廠)業務批准証」とそれに付属するリスト(様式は後に添付)を発行し、税関は管理委員会の印章を捺印した「輸出加工区の深加工結転(転廠)業務批准証」に基づき転出企業に対して貨物の区外深加工結転(転廠)登録手続きを行う。

第二十条 転入企業がその他の輸出加工区などの税関特殊監督管理区域にある場合、深加工結転(転廠)の転入業務を展開する前に、上条項の規定に基づき、所在区の管理委員会の印章を捺印した「輸入加工区の深加工結転(転廠)業務批准証」に基づき税関で深加工結転(転廠)手続きを行わなければならない。

第二十一条 税関特殊監督管理区域外の転入企業については、現行の加工貿易審査批准管理規定に基づき、商務部主管部門に申請を提出し、商務部主管部門が転入企業の加工貿易企業生産能力証明を審査して、材料部品の保税輸入方式に従って企業に「加工貿易業務批准証」を発行する。税関は商務主観部門が発行する「加工貿易業務批准証」に基づき登録手続きを行い、深加工結転(転廠)製品が加工貿易輸入に属すると証明された場合、転入企業は必ず関連主管部門において関連する輸入許可証を提出しなければならない。

第二十二条 転入区以外での深加工転廠製品は全て加工して再輸出する。特殊原因により国内販売する必要がある場合は、加工貿易国内販売管理に関する規定に基づき手続きを行わなければならない。

#### 付 則

第二十三条 本弁法は商務部が解釈の責任を負う。

第二十四条 本弁法は2006年1月1日より施行する。旧『対外貿易合作部<輸出加工区加工貿易管理暫定試行弁法>の発効に関する通知([2001]外経貿管発第141号)は、本弁法の執行日をもって廃止する。

付属:

1、輸出加工区加工貿易業務批准証

2、輸出加工区深加工転廠業務批准証